

山口大学国際総合科学部教育後援会会則

第1条 本会は、山口大学国際総合科学部教育後援会と称する。

第2条 本会は、山口大学国際総合科学部に在籍する学生の保護者及び第4条に定める本会の目的に賛同する団体をもって組織する。

第3条 本会の事務所を、山口市吉田1677-1 山口大学国際総合科学部内に置く。

第4条 本会は、山口大学国際総合科学部の発展を助け、その教育活動を支援することをもって目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学生支援に関する援助
- (2) 就職指導に関する援助
- (3) その他本会の目的を達成するための事業

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長、副会長、顧問 各1名
- (2) 理事 若干名（学内理事として、国際総合科学部副学部長、評議員、学生担当委員を含める。）
- (3) 監査 2名
- (4) 幹事 若干名（事務長、副事務長、総務企画係長、予算管理係長、学務係長を含める。）

第7条 会長及び副会長は、理事（保護者及び団体）の中から互選し、顧問は、国際総合科学部長とする。

2 理事及び監査は、会員の中から互選する。

3 役員（保護者）の任期は、当該学生の在学期間とする。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。

3 理事は、本会の事業を審議処理する。

4 監査は、会計を監査し、理事会に報告する。

5 幹事は、本会の事務を処理する。

第9条 会議は理事会とし、毎年学年始め会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時に招集することができる。

第10条 理事会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 予算の審議及び決算の承認
- (2) 会務の報告
- (3) 役員を選出及び承認
- (4) 会則の変更に関する事項
- (5) その他必要な事項

第11条 会費は、4年間を通じて20,000円とし、入学時に納入する。

第12条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年の3月31日までとする。

第13条 本会の経費は、会費及び特別寄付金その他の収入により支弁する。

第14条 本会の設立年月日は平成27年2月9日とする。

附 則

この会則は、平成27年2月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年6月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和2年7月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和3年7月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。